

■ 溶剤系廃塗料固化材

ケルダッシュ

溶剤系廃塗料の廃棄処分をカンタンに！



水系廃塗料の処理には
マイティ固化

溶剤系廃塗料固化材

ゲルダッシュ

溶剤系の廃塗料は、臭いや引火の危険性があって、簡単には廃棄できません。ゲルダッシュの特殊架橋剤は、溶剤系廃塗料中の樹脂成分と反応して固化しますので産業廃棄物としての処理を可能にした固化材です。

特長

- 少量の添加で溶剤系廃塗料を固化できます。
- 固化物は粒状ですので、容器からの取り出しが容易です。
- 固化物は産業廃棄物・廃プラスチックとして処理できます。

● 適用法令 消防法：危険物第四類第二石油類（非水溶性）
● 荷姿 1ケース（1kg×10缶入り） 外観：淡黄色透明液体

使用方法

- 使用前に右記の固化試験結果の添加量を参考にし、添加量を確認してください。



- 容器（石油缶）に溶剤系廃塗料を約10kg入れる。
- 廃塗料の量が多いと、均一に固化しません。
　一回の処理量は10kg以下としてください。
- ゲルダッシュを一度に投入する。添加量は右記の固化試験結果を目安にしてください。
- ハンドミキサーで、十分にかくはんする。（かくはん時間約20秒）
- かくはん時、容器を両足で固定するなど動かないようにしてください。容器が回転しますと、危険ですので十分にご注意ください。
- 塗料は、一気に全体が増粘し、徐々に固くなります。初期の軟らかい状態の時に、さらにかくはんして細かくほぐしてください。



- ビニール袋はすぐに密封せず、固化物の溶剤分が十分に蒸発するまで解放してください。
- ビニール袋内に溶剤蒸気を密封しますと危険ですので、ご注意ください。
- 固化物を容器から取り出しビニール袋に入れる。

固化試験

※ 溶剤系廃塗料10kgに対するゲルダッシュの添加量です。

● 試験は各種塗料をジカ-で標準希釈後実施。

強溶剤系(芳香族系)廃塗料の場合

廃塗料の種別	当社商品名(例)	※添加量(kg)	固化状態
アクリル樹脂下塗塗料	ピナクルホワイト	0.2	○
	ピナクルシーラー	0.2	○
一液エポキシ樹脂下塗塗料	ラフトンエポキシシーラー	0.5	□
一液エポキシ樹脂系さび止め塗料	エポプラ	0.4	○
塩化ゴム樹脂塗料	—	0.5	○
塩化ビニル樹脂塗料	—	0.5	△

弱溶剤系(脂肪族系)廃塗料の場合

廃塗料の種別	当社商品名(例)	※添加量(kg)	固化状態
合成樹脂調合ペイント	エスコートホープDX	0.4	○
アクリルアルキド樹脂塗料	アクリルバーン	0.3	○
	アクリルエポーレ	0.3	○
油変性ウレタン樹脂塗料	—	1.0	×
1液アクリルシリコン樹脂塗料	1液ワイドシリコン	0.3	○
1液ウレタン樹脂塗料	1液ワイドウレタン	0.3	○
アクリル系NAD塗料	ニューモルコンNEO	1.0	×
合成樹脂調合ペイント下塗	エスコート下塗	0.4	○
一液エポキシ樹脂系さび止め塗料	エボマイルド	0.4	○
さび止め塗料	速乾ラスノン5621	0.4	○

固化状態の評価 → ○: 5分以内に固化する。□: 5分以内に固化するが粘着が残る。△: ブリン状に固化する。×: 固化せず不適。

※固化しない塗料及び固化性の悪い塗料を混合した廃塗料は、固化効果が低下します。

※シンナーの希釈量が多くなるほど、固化効果が低下します。洗浄溶剤の固化はできません。

使用上の注意

- かくはん時に用いたハンドミキサーなどの工具は、素早くスズカシンナー#1000またはラッカーシンナーで洗浄してください。放置されると反応硬化して、シンナー洗浄では汚れが落ちませんのでご注意ください。
- 廃塗料の種類により、発熱するものが有ります。また、固化状態、固化時間が異なりますので、上記の固化試験結果を参考に、予め少量の廃塗料でゲルダッシュの添加量を確認してください。
固化の確認は、添加量5%を限度に、攪拌時間1分以内で行ってください。
添加量が適正量よりも多くなっても固化性が低下します。発熱が見られた場合は、少量に分けて固化させる等の適切な方法をとり、危険な温度になると予測される場合は、ゲルダッシュを使用しないでください。
- ゲルダッシュは、空気中の湿気を含みますと、白い粉状物に変化し、固化効果が失われます。
- 開封取り出し後は、直ちに密栓してください。また、開封後は1ヶ月以内に使い切ってください。
- かくはん途中で発熱した場合、人や可燃物から離れた場所へ移動し、冷却してください。(水の散布は行わないでください。)

廃棄時の注意

- 固化物は産業廃棄物・廃プラスチックとして産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- 廃塗料中に鉛、クロム酸化合物などの有害成分を含有する場合は、労働安全衛生法の特定化学物質等障害予防規則及び鉛中毒予防規則に準拠し取扱い、固化物は特別管理産業廃棄物・特定有害産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- 固化物は溶剤を含有していますので、廃棄時は火気に十分注意してください。

取扱い上の注意事項

製品を正しく安全にご使用いただくために、下記事項を守ってください。

- 引火性の液体ですので、火気のあるところでは使用しないでください。
- 吸入すると有機溶剤中毒を起こす恐れがありますから、換気をよくし、蒸気を吸い込まないよう必ず保護具を着用してください。
- 取扱い作業場所には、局所排気装置を設けてください。
- 取扱い中は、皮膚に触れないようにし、必要に応じて下記の保護具を着用してください。
 - ・有機ガス用防毒マスクまたは送気マスク・頭巾・保護めがね・長袖の作業衣・えり巻きタオル・保護手袋・前掛けなど
- 臭いは食料品・飲食器・衣類などに、うつる場合がありますので、作業場所から遠ざけるまたは養生するなど、十分に注意してください。
- 容器から取り出すときには、こぼれないようにしてください。もしこぼれた場合には、布で拭き取って、水の入った容器に保管してください。
- 皮膚に付着した場合には、直ちに多量の石けん水で洗い落とし、痛みまたは外観に変化があるときは、医師の診察を受けてください。
- 蒸気・臭いなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診察を受けてください。
- 目に入った場合には、直ちに多量の流水で洗い、できるだけ早く医師の診察を受けてください。
- 謝って飲み込んだ場合には、直ちに医師の診察を受けてください。
- 取扱い後は、手洗い・うがい・鼻孔洗浄を十分に行ってください。
- 容器は密栓し、40°C以下で子供の手の届かない一定の場所を定めて保管してください。
- 特に下記場所の保管は避けください。
 - ・雨水や直射日光の当たる場所・高温多湿の場所・潮風の当たる場所・凍結の恐れのある場所など
- 火災時には炭酸ガス消火器・泡消火器または粉末消火器を用い初期消火をしてください。
- 捨てるときには、産業廃棄物として処分してください。
- 詳細な内容が必要なときには、安全データシート（SDS）をご参照ください。



営業本部 〒510-0101 三重県四日市市楠町小倉1058-4
研究開発本部 〒510-0851 三重県四日市市塩浜町1

☎059-397-2187 FAX059-397-6191
☎059-346-1116 FAX059-346-4585

札幌支店 ☎0133-60-6311 東京支店 ☎03-5661-2211 名古屋支店 ☎052-411-1255
大阪支店 ☎072-862-1601 広島支店 ☎082-277-1116 四国支店 ☎0877-24-4621
九州支店 ☎092-938-0071

取扱店

URL <http://www.suzukafine.co.jp/>

□本カタログの内容は、改良などのため、予告なしに変更する事がありますので、ご了承ください。

20/11